

# 保育要領（1948）から幼稚園教育要領（2017）の変遷に関する一考察

— 保育内容における水に関わる記述を視点として —

## A Study on the Transition from Childcare Guidelines (1948) to Kindergarten Education guidelines (2017)

— From the perspective of water-related play in childcare content —

次世代教育学部こども発達学科

平松美由紀

HIRAMATSU, Miyuki

Department of Child Development

Faculty of Education for Future Generations

**Abstract** : The purpose of this study was to trace the transition from the childcare guidelines (1948) to the kindergarten education guidelines (2017), with a particular focus on the description childcare content related to water. Based on previous research, concrete practices Related to “water” and “playing in water” have not been conceptualized or analyzed.

The results are as follows. I gave an overview of the notes related to water, But the childcare guidelines (1948) already have a description of childcare content called water play, and the process of revision has been repeated. However, although there is a description of playing in the Water, it is not historically unified. From the concrete example as the experience of playing with the infants, the appearance of the infant is described as a desirable experience. As the content of the experience shows what the infant thinks, what kind of phenomenon he/she experience, what he/she feels from that phenomenon, and the environment in which the name Changes from the concrete state of water become.

It turned out that even the essential events and scientific events of nature are mentioned. In the future, I would like to try to sort out how water play and water-related play are positioned in the instruction plan created based on the kindergarten education guidelines. In addition, I would like to try to organize and analyze practical research and analyze from the actual appearance of infants as to whether it is possible to conceptualize playing in the water.

**Keywords** : infant, playing in the water, play, childhood education, childcare

### I. 研究背景と研究目的

本研究は、保育要領（1948）から幼稚園教育要領（2017）までの変遷を辿る中でも、特に、保育内容のうち水に関わる記述を中心に考察することを目的とする。

なぜ、「水」に着目したか。実践においては、1年間を通して季節に関係なく、「水」に関わる遊びが展開される。その種類も、遊びの名称も多岐にわたっている。例えば、水遊びと一言で指導案に記載されて

も、実際には、水を使用し砂場で川作りをしていたり、泥と水の感触を楽しんでいたりと、また、バケツやペットボトルなどの道具を使用して遊んでいたりと。また、プールという場を使用し、小学校体育科に示される水泳の泳法を遊びの中で体験したり、水遊びの安全に関する指導が行われたりしている。つまり、「水」に関わる遊び、また「水遊び」は実践では多岐にわたるものとして示されているのである。

また、CiNii（国立情報学研究所）により、「水遊び」「幼児教育」のキーワードにて検索した結果は、

計8件抽出される。それぞれに整理すると、まず、岡本(1919)は、幼児の教育第19巻9号にて、当時の京都市の幼稚園の水遊びの様子を写真と共に記載している。ここでは、セメントで固めた長方形の広さ半坪、深さ一尺五寸のような水をためる場所での遊びが示されている<sup>1)</sup>。2点目の栗原ら(2005)は、保育者養成課程の学生の思い出し記録として、幼児期の遊びの体験を集約し、養成課程での学習課題を検討した。結果として、遊びの内容では「自然・水遊び」が12の内容のうち7番目74%の回答となっている。保育者を目指す学生たちには、自然や水に関わる遊びは記憶として残っていることが分かる。しかし、水遊びの詳細は示されていない<sup>2)</sup>。3点目に石川ら(2013)は、小学校体育科の授業に伝承遊びを導入する効果について検討を行った結果、体育科の6領域の中で水遊びでは、プールにおける川作りが有効であると考えられた。ここでは、幼児教育の実践というよりも小学校体育科におけるプールでの遊びが取り上げられている<sup>3)</sup>。4点目として加藤(2013)は、5歳児の科学的萌芽について、砂場遊び、シャボン玉遊び、泥だんごづくりの事例を通して検討を行っている。これらの遊びも「水遊び」と示されていないが、水を取り入れる、水と共にその現象を楽しむ遊びである<sup>4)</sup>。5点目の佐久本ら(2017)は、沖縄地域における身近な植物を使った調査を行っている。身近な植物を使った色水遊び、染め物遊びとして記載があるため、これも水と他の環境との融合の遊びである<sup>5)</sup>。6点目の小幡ら(2019)は、自然物を用いた色水遊びにおいて4歳児の同型的行動の表出についてTEMを用いて明らかにしている。ここでも水とその他の環境との融合による遊びが対象である<sup>6)</sup>。7点目の河田(2019)は、幼稚園と小学校の連携の課題を水遊びに着目し検討を行った。しかし、石川らと同様に体育科と水遊びの関連についての検討に留まっている<sup>7)</sup>。最後に、山田(2020)は、保育者を対象とし、水遊びにおける自由記述アンケートを行った。自由記述では、水遊びに関わる記述をテキストマイニング分析しているが、具体的な遊びに関わる結果は得られていない<sup>8)</sup>。これらの先行研究を踏まえると、「水」「水遊び」に関わる具体的な実践の概念化や分析は行われていないことが分かる。

さらに、2017年、保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(以下3法令という)が、同時に改訂(改定)された。この改訂(改定)により、保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園のどの施設においても3歳児以上には、同等

の環境による教育、つまり、幼児教育が行われることが明記された。ただし、これは小学校以上の教科学習を前倒しで行うものではなく、3つの資質・能力の基礎を育むための教育である。加えて、養護と教育の一体的な保育の重要性の再確認もされている。先述の幼児教育が、強調されすぎないように、保育所保育指針では、「養護に関する基本的事項」を総則に示し、再度、一人の主体として尊重され、信頼できる身近な他者によって情緒的な安定の必要性が確認されているのである<sup>9) 10) 11)</sup>。

また、OECD(経済協力開発機構)の調査を基に乳幼児期からその後の教育までを見通した幼児期に育みたい資質・能力として3つの柱が示された。これは、21世紀を見通し、様々な技術革新や多様な環境の変化にも対応できる能力の育成を目指すものである。この3つの柱は、幼児教育で次のように明確化されている。

- ① 知識・技能の基礎
- ② 思考力・判断力・表現力の基礎
- ③ 学びに向かう力、人間性等

さらに、小学校教育との接続にあたり、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が示されたことにより、一層の円滑な接続が図られることが求められているのである。

このような現状を踏まえ、まず、本研究では、我が国の幼児教育の指標として最初に示された「保育要領」(1948)から改訂されてきた幼稚園教育要領(1956, 1964, 1989, 1998, 2008, 2017)の歴史的変遷を辿る中でも特に保育内容に着目し、「水に関わる遊び」の記述を視点としてその内容を考察することを目的とした。このことにより、我が国の幼児教育における「水遊び」はどのような遊びとして位置づけられてきたかを探る一途となると考えた。

本稿では、Ⅱ.において保育要領(1948)から幼稚園教育要領(2017)までの変容を概観し、その構造について考察する。Ⅲ.では、Ⅱ.を踏まえ、先行研究を整理する。さらに、Ⅳ.ではⅡ., Ⅲ.を踏まえ、保育内容において水に関わる記述に着目し、その変容を概観し、考察する。そして、Ⅴ.において、上述の内容の総合考察を行い、Ⅵ.まとめと今後の課題の方途を述べ、結論とする。

## II. 保育要領（1948）から幼稚園教育要領（2017）までの変容

まず、「幼稚園教育要領」とは、我が国の幼稚園教育の水準が一定に保持されることと、教育の機会均等の保障のために策定された法令である。1948年に「保育要領－幼児教育の手引き－（試案）」として発行され、1956年に「幼稚園教育要領」として制定された。その後、1964年、1989年、1998年、2008年、2017年と改訂されてきた。表1はこれを一覧にしたものである。

表1 保育要領・幼稚園教育要領の変遷一覧

年	刊行・告示	保育内容
1948(昭和23)	保育要領・文部省刊行	12項目
1956(昭和31)	幼稚園教育要領・文部省編集	6領域
1964(昭和39)	幼稚園教育要領告示	6領域
1989(平成元)	幼稚園教育要領告示	5領域
1998(平成10)	幼稚園教育要領告示	5領域
2008(平成20)	幼稚園教育要領告示	5領域
2017(平成29)	幼稚園教育要領告示	5領域

この一覧を概観すると、1948年に刊行された保育要領－幼児教育の手引き－（試案）は、現在の幼稚園教育要領のもとになったものであることが分かる。さらに、平成になり、ほぼ10年ごとに見直し、改訂、告示されていることが分かる。ここから、それぞれの内容について概観することとする。

### 1. 保育要領－幼児教育の手引き－（試案）1948年<sup>12)</sup>

1948年3月に発刊された保育要領の目次を見ると7点に分けられている。

- 一 まえがき
- 二 幼児期の発達特質
- 三 幼児の生活指導
- 四 幼児の生活環境
- 五 幼児の一日の生活
- 六 幼児の保育内容
- 七 家庭と幼稚園

この保育要領は、幼稚園・保育所・家庭におかえる手引き書として刊行され、目次に示されるように幼児期の発達や生活の指導、環境についての解説がなされている。今回、着目するのは、保育内容であるが、こ

れは12項目に分けて記載されている。具体的に示すと「1見学、2リズム、3休息、4自由遊び、5音楽、6お話、7絵画、8製作、9自然観察、10ごっこ遊び・劇遊び・人形芝居、11健康保育、12年中行事」である。この保育要領では、目標やねらいの具体的な項目は記載されておらず、幼児が楽しい経験としてどのようなことを行うか、どのような姿があるか、また幼児の成長発達にどのような影響を及ぼすかなどについてまとめられている。これが、我が国の幼稚園教育要領の始まりであると共に、ここをスタートに現幼稚園教育要領（2017）まで受け継がれている一節があるので以下に紹介する。

この期の子供たちに対して適切な世話や教育をしてやるかどうか、その子供の一生の生き方を決めるばかりでなく、望ましい社会の形成者として、域外のある一生を送るかどうかの運命の分かれみちになる。人と協同して住みよい社会をつくらうとする意欲を持ち、自主的な考えや行いをするができるようになるには、この期においてどんな環境で生活したか、どんな指導・教育を受けたかが大きな影響を持つのであって～（以下省略）<sup>13)</sup>

現行の幼稚園教育要領には、「一人一人の幼児が、将来、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにするための基礎を培うことが求められる」とある。このように、幼児教育の在り様は、当初から変わることなく引き継がれているのである。

### 2. 幼稚園教育要領1956年<sup>14)</sup>

次に、1956年に刊行された幼稚園教育要領を見る。これは、小学校学習指導要領が改訂されたことを受けての改訂である。ここで名称も「保育要領」から新たに「幼稚園教育要領」とされた。この改訂の要点を文部省は次の3点としている。

- ・幼稚園の保育内容について、小学校との一貫性と持たせるようにした。
- ・幼稚園教育の目標を具体化し、指導計画の作成の上に役立つようにした。
- ・幼稚園教育における指導上の留意点を明らかにした。

この目次を見ると大きく3点にまとめられている。

- 第1章 幼稚園教育の目標
- 第2章 幼稚園教育の内容

### 第3章 指導計画の作成とその運営

である。

この要領では、幼稚園教育の目標として学校教育法第77条の目的を示し、幼児にふさわしい環境を用意して、そこで幼児を生活させ、望ましい方向に心身の発達がよりよく促進されるように指導することを述べ、さらに、具体的目標として第78条の5項目を挙げている。

さらに保育内容として6領域を区分している。ここで初めて「領域」という文言が使用されたのである。具体的には「1健康、2社会、3自然、4言語、5音楽リズム、6絵画制作」である。この改訂の要点として示されているように小学校との一貫性という点はあるものの、その性格は異なるものであることや教科という学習の段階ではないことも明記されている。加えて、小学校の教科指導の計画や方法をそのまま適用すると幼児の教育を誤る結果になることも示唆しているのである。

### 3. 幼稚園教育要領1964年<sup>15)</sup>

初めて文部省告示として公示され、法的拘束力をもつようになったのが1964年の幼稚園教育要領である。ここでは、以下の3点が改訂の要点である。1956年から、さらに明確化された点ともいえよう。

- ・各領域に望ましいねらいとして、幼稚園修了までに幼児に指導することとして示された。
- ・6つの領域のねらいは、相互に関連し合う総合的な経験や活動を通して達成されることを示し、幼稚園教育における基本的な方針を示し、教育課程の編成方針を明確化した。
- ・指導および指導計画上の留意事項を示し、幼稚園教育の特質に基づきその独自性を明確化した。

では、目次を見ることとする。

#### 第1章 総則

#### 第2章 内容

#### 第3章 指導および指導計画作成上の留意事項

となっている。

この要領では基本方針とし、11点が示された。また教育課程の編成について、明記されたことも幼稚園教育の大きな変換点であると思われる。この教育課程の編成についての明記があったことで、指導の計画性や教師の意図が前面に出やすくなったことも考えられる。結果、活動が並べられ、教師の主導的であったことが想定される。

### 4. 幼稚園教育要領1989年<sup>16)</sup>

1989年の改訂により、幼児の主体的な活動へと大きな転換があった。ここでは次の3点が改訂の要点であろう。

- ・幼児期の特性を踏まえ「環境を通して行う教育」が前面に位置付けられた。
- ・幼稚園修了までに育つことが期待される「心情」「意欲」「態度」がねらいに示され、今までの6領域から、幼児の主体的な活動を展開するにあたり、幼児の発達の側面から5領域に編成された。
- ・年間教育日数は39週とされ、1日の教育時間は4時間を標準とし、地域の状況により弾力的に対応できるようにした。

では、目次を見ることとする。

#### 第1章 総則

#### 第2章 ねらい及び内容

#### 第3章 指導計画作成上の留意事項

である。

この要領では、総則に幼稚園教育の基本が示され、幼児期が生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期であることを踏まえ、日々の園生活を展開することと、幼稚園教育の目標の達成に努めることが明記されている。

### 5. 幼稚園教育要領1998年<sup>17)</sup>

この改訂は、前回1989年の6領域から5領域への改訂を経て、実践現場では、幼児の主体性についてかなり混乱が生じていた。1997年「時代の変化に対応「した今後の幼稚園教育の在り方について」(以下、最終報告と記す)には、改訂の意図が明らかにされている。概観すると次のようにまとめることができる。まず、幼児の主体性と教師の意図的・計画的な指導性のバランスが挙げられる。教師に求められることは、幼児一人一人の行動の理解と予想であり、これに基づき、意図的・計画的に環境を構成することが強く要請されたのである。前回の改訂協力者であった柴崎(2004)は当時の状況について次のように述べている。「平成元年の改訂の後、私も普及活動をさせてもらったわけですが、一人一人の子どもが充実するような援助を大切にするような援助をすること」「子どもの視点に立つのですが、そうすると教師が何をするか、教師側から何をするのかということがなかなか伝わりにくかった」また、同様に高杉(2004)も「この教師論を変えていくことが大変だった」と述べ、森上(2004)は、「これを踏まえて平成10年改訂では、教師

の役割を強調しようということになった」と述べている。そして、幼児の主体的な遊びの中で教師がどのように関わるか、その役割の基本について再確認されなければならないことと実践現場では、教師の役割について共通理解が十分ではないために、一部では幼児の自由に任せておけばよいといった誤解を招いていた部分を踏まえ、今回の改訂により、総則に教師の役割が2点整理されたのである。基本的役割として1点目は「物的・空間的環境を構成する役割」であり、2点目は「教師自身が幼児と関わる役割」である。この2点目については、次のように5点が示されている。1 幼児の精神的安定の拠り所としての役割、2 憧れを形成するモデルとしての役割、3 幼児との共同作業、幼児と共鳴する者、4 幼児の理解者、5 幼児の遊びの援助者である。この5点の役割を通じて、物的・空間的環境を構成する役割を果たすことが求められたのである。

## 6. 幼稚園教育要領2008年<sup>18)</sup>

2006年12月に教育基本法の改正、これを受けて2007年6月に学校教育法が一部改正され、第22条において「幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」と定められた。この教育の目的のもとに第23条では幼稚園の目標として、5項目が5領域に対応するように示されている。遡ると、1956年の幼稚園教育要領にある幼稚園教育の目標には、学校教育法の目標を実現するための一般的な目標の5点が挙げられており、それは5領域に通じる部分があると思われる。

改めて1956年に示された幼稚園教育の目標と2008年に示された目標を比較したものを表2に示す。

このように2008年の目標は、5領域に通じているとはいうものの、1956年のものと比較すると、その時代に応じた課題に沿って改変されてきたものであることが推測できる。つまり、当初、保育内容は6領域であったものの目標はすでに5領域をおおわせたものであったといえる。ここでの改訂の要点は次の3点である。

- ・発達や学びの連続性を踏まえた教育の充実
- ・幼稚園と家庭の生活の連続性
- ・子育て支援と教育時間外の教育の充実

である。連続性がキーワードとなってるにあたり、学習指導要領の理念である「生きる力」が位置づけられ

表2. 1956年と2008年目標の比較表

1956年	2008年
1. 健康、安全で幸福な生活のために必要な日常の習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること	1. 健康、安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣・態度を育て、健全な心身の基礎を培うようにすること
2. 園内において、集団生活を経験させ、喜んでこれに参加する態度と協同、自主及び自立の精神の芽生えを養うこと	2. 人への愛情や信頼感を育て、自立と協同の態度及び道徳性の芽生えを培うようにすること
3. 身近な社会生活及び事象に対する正しい理解と態度の芽生えを養うこと	3. 自然などの身近な事象への興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うようにすること
4. 言語の使い方を正しく導き、童話、絵本等に対する興味を養うこと	4. 日常生活の中で言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や言葉に対する感覚を養うようにすること
5. 音楽、遊戯、絵画その他の方法により、創作的表現に対する興味を養うこと	5. 多様な体験を通じて豊かな感性を育て、創造性を豊かにすること

ているのである。幼稚園が、学校教育のスタートであることの証となったともいえる。そして、幼小接続カリキュラムといった開発も進められ、さらに、保育所・幼稚園・小学校の連携といったさらに発展的な課題へと広がっていったのである。5歳児の後半期から小学校1年生の入学後から1学期間を見通したカリキュラムの作成に取り組んだ自治体も多くあった。

## 7. 幼稚園教育要領2017年<sup>19)</sup>

そして、この度の我が国の幼児教育にとっては大きな改革でもある3つの法令同時改訂（改定）となる。ここでは、環境を通して行う教育が基本であることは何ら変わらない。しかし、次の点が要点となる。

- ・3つの施設において3歳以上は同等の幼児教育が行われる
  - ・幼稚園教育において育みたい資質、能力の明確化
  - ・5歳児修了時までには育ってほしい具体的な姿を明確化
  - ・幼児一人一人に基づいた評価を実施
  - ・多様な幼児（特別に配慮を要する幼児）への指導の充実
- である。

この改訂では、小学校以上の教育に示された育みたい資質・能力の3つの柱が幼稚園教育にも示され、乳幼児期から児童、生徒、その後と生涯にわたって身に付けたい能力が、明らかとなった。これが5領域のねらいにも内包され、さらには、具体的な経験内容としての充実がなされた。また、そのことによってどのような具体的な幼児の姿となるかが「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」とされたのである。この改訂を受けてさらに小学校との連携は、ただ、交流をしているというだけにとどまらず、その内容と連携の在り方について質が問われるようになったといえる。また、草野ら（2021）は、この改訂において特別支援教育における就学移行においても重要な役割を果たすことが期待されることを指摘し、障害がある幼児の支援提供について長期的視点で改訂に関わる経緯やその具体的内容の認知、定着の課題に言及している。

ここまで、保育要領（1948）をスタートとし、2017年までの改訂の変遷を概観してきた。それぞれの改訂にはその時代の幼児教育の課題解決に向けて、幼児教育をどのように方向付けていくかについて検討され、整理されてきたことが分かる。

### Ⅲ. 保育要領（1948）から幼稚園教育要領（2017）の変遷に関する先行研究の概観

次に、保育要領（1948）から幼稚園教育要領（2017）の変遷に沿って先行研究を次の2点で概観することとする。1点目は、教育課程に関する視点、2点目は、保育内容に関する視点である。

#### 1. 教育課程に関する視点より

CiNii Research国立情報学研究所より「幼稚園教育要領」「教育課程」「変遷」のキーワードで検索すると7件論文が検索された。表3はその一覧である。

余公（2007）は、2008年改訂の幼稚園教育要領と同

表3. 教育課程に関する先行研究一覧表

著者（発行年）	テーマ	目的
余公敏子 (2010)	我が国における『幼稚園教育要領』等の変遷と教育課程に関する考察	教育課程の構成要素を明らかにする
中村三緒子 (2017)	幼稚園教育要領・教育課程の変遷と課題	教育課程が作成されない要因について幼稚園教育の課題の検討
野崎真琴(2017)	我が国における幼稚園教育に関する一考察	幼稚園教育要領の変遷を辿り、教育課程の今日的特徴や意義、課題の検討
八幡真由美 (2018)	幼稚園教育要領の変遷について：教育課程に注目して	幼稚園教育要領の変遷を辿り教育課程の内容を比較検討する
小沼豊(2018)	共起ネットワーク分析を用いた乳幼児期に求められる「人間関係」の内容分析：「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に着目して	3法令の変遷を捉えた上で保育内容人間関係に着目して内容分析をする
小池由美子 (2019)	幼児教育とことば：幼稚園教育要領の変遷に関する考察	幼稚園教育要領の歴史的変遷を検証しつつ、次の教育要領改訂のねらいや幼児期の発達段階にふさわしいものになっているかを論考する
碓井幸子(2020)	幼稚園教育課程及び保育内容「領域」の解釈と教材の視座	幼稚園教育要領の変遷を辿り、幼児期の教育の教育内容と方法を明らかにする

年改訂告示の保育所保育指針の構成要素を比較検討した。教育課程の構成要素は、教育目標を立てること、幼児の発達過程から期という区分があること、幼児の発達の姿を明確に述べること、5領域のねらいと内容を適切にもうけること、教師の役割を明確にするものの5点を明らかにしている。

中村（2017）は、教育課程の作成について、幼稚園で編成すべきものであるが、一部の園においては教育課程と長期の指導計画が混同されたり、改善されないままに使用したりしている現状を指摘し、保育要領（1948）から幼稚園教育要領（2008）に記載されている教育課程に関する内容を比較検討した。その結果、幼稚園への裁量権が拡大し、特色ある教育課程の編成が求められるようになったことにより、経験年数の少ない幼稚園教諭が2、3年間の見通しをもって教育課程を作成するに至らない課題と幼稚園教育要領の内容を詳細に理解しないままに教育課程の作成が目的になっていることを指摘している。

野崎（2017）、八尾（2018）は、幼稚園における教育課程やその編成について幼稚園教育要領の変遷を辿りながら、教育課程の今日の特徴や意義、課題について検討している。その結果、幼児教育の特性と独自性が重視され、また小学校以降の教育との接続の在り方も重視されていることを指摘している。また、小学校以上との教育方法の違いに言及し、幼児の主体的な学びを実現する教育課程が求められており、その後の教育課程にも示唆を与えるものであると指摘している。

小沼（2018）は、保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の変遷を辿り、保育内容人間関係の記述について分析を行い、具体的な保育内容のねらいと内容分析を行うことでより実践に沿った教育課程作成の基礎となることになると述べている。

小池（2019）は、小沼と近似しているが幼稚園教育要領の変遷を検証しつつ、「幼小接続」と教育内容「ことば」の2点に着目して幼児の発達に適合する教育要領となっているかについて言語学者の先行研究から論考している。さらに、小池は、社会に開かれた教育課程が小中高等学校の学習指導要領とも合わせ、強調されていることと、幼児教育の特性を踏まえた実践の方向性として教育課程がもつ役割の重要性に言及している。

最後に確井（2020）は、幼稚園教育要領の変遷を辿り、幼児期の教育の内容と方法を確認し、幼児期の

「教材」は、幼児が問いをもつことで価値ある質を探求することとなり、教師が、幼児にとっての楽しさや気づきなどの思考のプロセスや学びを理解することによって相互活動となることを考察している。2017年の改訂により、幼児の主体的な活動の確保と、幼児理解に基づいた計画的な環境構成のため、「教材」を工夫することが言及されている。このことは、教育課程にも重要な点である。しかし、教育課程と教材との関連については言及されていない。

## 2. 保育内容に関する視点より

CiNii Research国立情報学研究所より「幼稚園教育要領」「教育課程」「変遷」「保育内容」のキーワードで検索すると2件論文が検索された。表3の小沼（2018）と確井（2020）である。つまり、教育課程の歴史の変遷と保育内容の変遷を融合した研究視点は、まだ多くないということがいえる。先述の小沼は、3つの法令の分析にとどまり、保育内容は領域「人間関係」を主に分析しているにとどまっている。また確井（2020）も保育内容というよりも教材を視点においた研究となっており、具体的な保育内容というよりも領域全般の変遷のみにとどまっている。

ここまで2つの視点で先行研究を概観してきたが、歴史の変遷を辿るというもののその具体的内容を分析しているものは数少ないことが分かった。

## IV. 保育内容における「水に関わる遊び等」記載の変遷

次に、保育内容における具体的な記載について概観することとする。ここでは「水に関わる遊び等」の記載を視点に保育要領（1948）から幼稚園教育要領（2017）までを考察する。

表4. 月ごとの経験の一覧

四月	小川あそび
五月	草花つみ
六月	かえるつり
七月	水あそび
九月	秋の草花つみ
十月	どんぐり拾い
十一月	落ち葉拾い
十二月～三月	雪あそび

## 1. 保育要領－幼児教育の手引き－（試案）1948年より<sup>20)</sup>

まず、保育要領（1948）から概観する。保育内容は12項目から成り、その中でも水に関わる記載があるのは、9自然観察であった。冒頭から次のように記載がある。「幼児にとって自然界の事物・現象は驚異と興味の中心をなす未知の世界である。」（下線は著者による）ここに記載されていることは、自然そのものやそこで起こる不思議な現象は、幼児にとってかけがえのない存在であり、また幼児期からの素朴な疑問や直感によって、物事を捉える基礎的な場面となるといえる。例として表4のような経験が月ごとに挙げられている。

6月に記載されている自然体験例には、かえるつりは「小川や池などでかえるやえびがにをとって遊ぶ」ことが要旨として記載されている。水辺に生息する小動物と関わることには、その生態場所に行き、関わることとなるため、自然界に存在する川や池に関わることは必須であろう。また7月には、水あそびと記載されているが、具体的な要旨は、「砂場で水鉄砲をしたり、じょうろで水をまいたり」という記載がある。さらに、注意としては「人に水をかけないように、けんかのもとにならないように社会性の発達を考慮する」とある。水あそびとはいえ、砂場での遊びを想定されていたり、水鉄砲という道具を使用して遊ぶことが想定されたりしている。そして、ここでは、人との関わりに対しての発達を考慮する注意点もあり、水あそびが、幼児同士の関わりを生み、その中で社会性が育まれることを加味していることが読み取れる。

## 2. 幼稚園教育要領1956年<sup>21)</sup>

1956年幼稚園教育要領の保育内容は6領域である。その中でも3自然に、水に関わる記載がある。

### (2) 望ましい経験

#### 3. 身近な自然の変化や美しさに気づく。

○暖かい日と寒い日、晴れた日と曇りや雨・風の日などを比べる。

○山・海・川・動植物・天体の美しさを観賞する。

○晴れの日や雨の日などのしるしをつける。

ここでは、保育要領（1948）からの改訂を受けて、自然と関わる中で、幼児が具体的にどのような経験をするかについて整理されている。この記載にあるように、雨、海、川と関わることでその美しさや、比較する思考、自然現象の不思議さ・崇高さなどを幼児自身が自らの経験の中で、感じ取っていくことが望ましい

経験とされているのである。

## 3. 幼稚園教育要領1964年<sup>22)</sup>

次に1964年の幼稚園教育要領を概観する。この保育内容は、上述の1956年要領と同様に6領域である。その中から水に関わる記載を抽出できるのは、自然である。その中にある記載を以下に示すこととする。

### 1 身近な動植物を愛護し、自然に親しむ。

(4) 山川、気象、天体などの自然の事象におどろきや親しみを感じ、その美しさや大きさなどに気づく。

2 身近な自然の事象などに興味や関心を持ち、自分で見たりためしたりして、自分で考えようとする。

(2) 自然の事象に疑問をいだき、注意してみたりためしたりして、自分で考えようとする。

ここでは、身近な自然という枠組みの中に水も内包されていることが伺える。抽出した記述のように、事象に驚きや親しみ、美しさや大きさに幼児自身が、体験の中で気づくことは何より望ましい経験となるであろう。また、注意してみたりためしたりする中で、その事象の構造や理由を自分なりに考えるようになる。このことは、自然科学的事実を考察する力の土台となる。

## 4. 幼稚園教育要領1989年<sup>23)</sup>

この年の改訂から、保育内容は健康、人間関係、環境、言葉、表現の5領域となった。また、ねらいと内容が整理され、実践で目指す目標が、明確になったともいえる。ここでは、やはり、領域環境に水に関する記載がある。

### 1 ねらい

(1) 身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。

(2) 身近な環境に自分からかかわり、それを生活に取り入れ大切にしようとする。

(3) 身近な事象を見たり考えたり扱ったりする中で物の性質や数量などに対する感覚を豊かにする。

### 2 内容

(1) 自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さになどに気付く。

(2) 季節により自然や人間の生活に変化のあることに気付く。

(3) 自然などの身近な事象に関心を持ち、取り入れて遊ぶ。

である。ここでは、やはり「身近な環境」「身近な事

象」という記述の中に水の現象や事象も内包されている。前回の改訂よりもさらに、幼児が経験する内容が具体化されると共に、幼児自身が何を感じているか、何に気付いているかを教師が分析的視点で観察しなければ、上述の経験している姿を看守することはできない。

## 5. 幼稚園教育要領1998年<sup>24)</sup>

この教育要領も保育内容は5領域である。領域環境におけるねらいはそのままであるが、内容の記載は次の通りである。

### 2 内容

- (1) 自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さになどに気付く。
- (3) 季節により自然や人間の生活に変化があることに気付く。
- (4) 自然などの身近な事象に関心を持ち、取り入れて遊ぶ。

内容は(2)が新たに加えられたことにより、自然に関する記述は上述の通りに整理された。また、内容の取扱い(2)では、幼児期に自然と関わることの意味について次のように記載がなされた。

(2) 幼児期において自然のもつ意味は大きく、自然の大きさ、美しさ、不思議さなどに直接接触する体験を通して、幼児の心が安らぎ、豊かな感情、好奇心、思考力、表現力の基礎が培われることを踏まえ、幼児が自然とのかかわりを深めることができるよう工夫すること。

ここにあるように、自然とかかわる中で幼児に培われる力の基礎を踏まえることで、環境に含まれる意図や教師の援助は重要な意味をもつことも換言できる。

## 6. 幼稚園教育要領2008年<sup>25)</sup>

ここでも保育内容は5領域である。水に関わる記載では、やはり、領域環境であるが、ねらいと内容に大きな変化はない。

## 7. 幼稚園教育要領2017年<sup>26)</sup>

そして、この度の改訂である。領域環境においては、ねらい、内容に特に大きな改訂はなされていない。しかし、領域表現の(3)内容取扱いでは、次の点が加筆されたのである。2008年のものと比較するため表5に示す。

下線部はこの度の改訂で加筆された部分であるが、このように「風の音や雨の音～(以下省略)」と自然が

もつ本質や事象に幼児が気付いたり、感じたりすることは、幼児自身の感性を研磨し、表現力の基礎も培うこととなる。この例は領域表現に示されているが、5領域は相互に関連し合っていることを踏まえると、他の領域でも抜きがたい視点である。

## V. 総合考察

ここまで、保育要領(1948)から幼稚園教育要領(2017)までの変遷を辿り、それぞれの特徴について考察してきた。全体を通して考察を以下に示すこととする。

### 1. 我が国の幼児教育における「水」に関わる著述より

7つの法令より、それぞれに水に関わる内容の記載は示されている。しかし、歴史的に統一されているとは言い難い。当初は1年間の遊びの経験として実際に幼児が遊ぶ姿が示されており、何を体験するかに視点が置かれているように推測される。しかし、保育内容6領域が示された以後は、望ましい経験としてより具体的な幼児の姿が示されており、そこで幼児が何を思考するか、どのような現象を体験するか、その現象から感じることは何かとして、記載されている。そして、「水」という具体物ではあるもののその様態から名称が変化する環境も体験の内容として示されるようになっていく。ここで大きく記載の変容があった理

表5. 2008年と2017年領域表現内容取扱い比較表

2008年	2017年
(1) 豊かな感性は、自然などの身近な環境と十分にかかわる中で美しいもの、優れたもの、心動かす出来事などに出会い、そこから得た感動を他の幼児や教師と共有し、様々に表現することなどを通して養われるようにすること。	(1) 豊かな感性は、身近な環境と十分に関わる中で美しいもの、優れたもの、心動かす出来事などに出会い、そこから得た感動を他の幼児や教師と共有し、様々に表現することを通して養われるようにすること。その際、 <u>風の音や雨の音と、身近にある草や花の形や色など自然の中にある音、形、色などに気付くようにすること。</u> (下線は著者による)

由は、次のことが挙げられる。1956年幼稚園教育要領は、小学校学習指導要領の改訂を受けて改訂された経緯がある。このことは、幼稚園が学校としての位置づけがあることを示しているといえる。なぜなら、幼児が経験する内容は「学習」であることを内包していると考えられるからである。小学校以降の教科学習との一貫性を持ち、指導の方向性を踏まえ幼児期の発達の特性に沿った教育を行うこと、またその教育方法についても幼児期の特性を踏まえる経験主義に着目されているからであろう。この後、領域の整理はされたものの保育内容の著述に大きな変容があったのは、2017年であろう。ここで注目する点は、領域表現の内容取り扱いには、「雨の音、風の音～」という幼児が体験する対象のより一層具体的な記載が加えられた点である。これには、幼児教育の体験の質の重要性が、示されたといっても過言ではない。「水」、「水遊び」という記載ではないが、水に関わる対象物として「雨の音」という記載がなされたことは、画期的改訂といえよう。

## 2. 幼児期の遊びとしての「水」という環境

幼児の身近な生活には、様々な「水」に関わる環境があることがいえる。これは、先行研究の概観からもわかることである。しかし、この概念化に至っていない要因は何か。そもそも、幼児期の遊びは生活と表裏一体であるといえる。時間的制約に囚われる生活ではなく、幼児の興味関心から日々の生活が営まれるのである。しかし、「水」と関わる中で一歩関わり方がずれると命を失うことになりかねない環境であることは周知のことであろう。プール遊びや水遊びと一括りにし、幼児の興味のままだけで関わるだけでは済まされない。「水」という物質がもつ特性や特徴、科学的な様相、自然環境とも切り離すことはできない。幼児教育における「水」に関わる遊びを概念化することが、果たして望ましいことかどうかについては、今後、幼児教育の実践の具体と研究的視点から検討を継続したい点である。教育要領に示される記述が、ここまでに留まっているのは、実践との関連、水と関わるその他の環境との関連を紐解くことで概念化への道筋が発見できるかもしれない。

## VI. まとめと今後の課題

本研究では、保育要領（1948）から幼稚園教育要領（2017）までの変遷を辿る中でも、特に、保育内容の

うち水に関わる記述を中心に考察することを目的考察してきた。

まず、保育要領（1948）から幼稚園教育要領（2017）の変遷を辿った。教育課程に関する構造は、1956年では、指導計画に留まっていたものが、1964年には、教育課程の編成に言及されることとなり、現在の教育課程の編成が位置づけられるようになったものと考えられる。しかし、先行研究を概観すると、未だ教育課程の作成に至っていない実践現場があることや、社会に開かれた教育課程の在り方を探る必要があることが示唆された。

また、水に関わる記述について概観したが、保育要領（1948）にはすでに「水あそび」という保育内容の記載があり、改訂の経緯を重ね、現教育要領では、さらに幼児が何をどのように経験するかについて、自然がもつ本質的事象や科学的な事象にまで言及されていることが分かった。

これらを踏まえ、以下の点を今後の課題とする。保育要領（1948）から幼稚園教育要領（2017）をもとに実践するには、指導計画が作成されている。今後さらに、幼稚園教育要領をもとに作成される指導計画には水遊びや水と関わる遊びがどのように位置づけられているかの整理を試みたい。また、水遊びを概念化できるかについて、実践研究の整理とその分析、また、幼児の実際の姿からの分析も試みたいところである。

### 註)

- 1) 岡本あい（1919）、「園児の水遊び」、幼児の教育 19（9）、pp.361-363.
- 2) 栗原泰子／野尻裕子（2005）、「原風景としての幼児期－保育者養成課程学生の思い出し記録から」、川村学園女子大学研究紀要16（2）、pp.13-21.
- 3) 石川恭／加藤玲香（2013）、「小学校体育科への伝承遊び導入について：子どもたちの直面する様々な問題との関わりから」、愛知教育大学創造開発機構紀要（3）、pp.19-25.
- 4) 加藤尚裕（2013）、「5歳児の遊びの見られる科学的萌芽：砂場遊び、シャボン玉遊び、色水遊び、泥だんごづくりの事例を通して」、国際経営・文化研究18（1）、pp.7-28.
- 5) 佐久本邦華（2017）、「沖縄県内幼稚園における地域に根差した造形教育の取り組み：身近な植物を用いた造形や染め織りの実践に関しての調査（2）」、沖縄キリスト教短期大学紀要（46）、pp.19-39.

- 6) 小幡真菜／若山育代 (2019), 「自然物を用いた色水遊びにおける年中児の同型的行動：幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連」, とやま発達福祉学年報10, pp.3-12.
  - 7) 河田聖良 (2019), 「幼稚園と小学校の連携：「水遊び」に着目して」, 日本体育大学大学院教育学研究科紀要 3 (1), pp.57-73.
  - 8) 山田悟史 (2020), 「テキストマイニングによる幼稚園・保育所における水遊びに関するアンケート調査の分析」, スポーツと人間 4 (1), pp.173-180.
  - 9) 厚生労働省 (2017), 「保育所保育指針」, フレーベル館, pp.4-29.
  - 10) 文部科学省 (2017), 「幼稚園教育要領」, フレーベル館, pp.5-22.
  - 11) 内閣府／文部科学省／厚生労働省 (2017), 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」, フレーベル館, pp.4-33.
  - 12) 文部省 (1948), 「保育要領－幼児教育の手引き－(試案)」, 師範学校教科書.
  - 13) 前掲書12), p2.
  - 14) 文部省 (1956), 「幼稚園教育要領」, フレーベル館.
  - 15) 文部省 (1964), 「幼稚園教育要領」, フレーベル館.
  - 16) 文部省 (1989), 「幼稚園教育要領」, フレーベル館.
  - 17) 文部省 (1998), 「幼稚園教育要領」, フレーベル館.
  - 18) 文部科学省 (2008), 「幼稚園教育要領」, フレーベル館.
  - 19) 文部科学省 (2017), 「幼稚園教育要領」, フレーベル館.
  - 20) 前掲書12), pp.73-75.
  - 21) 前掲書14), p.8.
  - 22) 前掲書15), p.7.
  - 23) 前掲書16), p.8.
  - 24) 前掲書17), p.7.
  - 25) 前掲書18), p.8.
  - 26) 前掲書19), p.21.
- 『保育所保育指針』・『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』の改訂内容についての一考察, 駒沢女子短期大学研究紀要第51号, pp.9-23.
- ・小沼豊 (2018), 共起ネットワーク分析を用いた乳幼児期に求められる「人間関係」の内容分析－「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に着目して－, 跡見学園女子大学文学部紀要第53号, pp.A173-A184.
  - ・小山容子 (2021), 幼稚園教育要領領域「環境」における保育内容の変遷, 創価大学教育学集第73号, pp.111-125.
  - ・小池由美子 (2019), 幼児教育とことば：幼稚園教育要領の変遷に関する考察, 大東文化大学教職課程センター紀要第4巻, pp.21-26.
  - ・草野真輝／斎藤遼太郎／三橋翔太／奥住秀之／大井雄平 (2021), ある児童発達センター所属職員における小学校との連携と就学に関する意識, 教育研究実践報告誌, 第4巻2号, pp.1-18.
  - ・倉橋惣三 (1931), 幼児の心理と教育, 大正・昭和保育文献集, 第8巻, 株式会社日本ライブラリ, pp.83-96.
  - ・倉橋惣三 (1965), 就学前の教育, 倉橋惣三選集第3巻, フレーベル館, pp.422-423.
  - ・森上史朗／高杉自子／柴崎正行編 (2004), 平成10年改訂対応幼稚園教育要領解説, フレーベル館, pp.66-67.
  - ・水原克敏 (2016), 1989年以降の幼稚園教育課程の基準とモデルカリキュラム, 早稲田大学教育・総合科学学術院, 学術研究 (人文科学・社会科学編) 第64号, pp.356-386.
  - ・中村三緒子 (2017), 幼稚園教育要領・教育課程の変遷と課題, 淑徳大学短期大学部研究紀要第56号, pp.99-108.
  - ・野崎真琴 (2017), 我が国における幼稚園教育課程に関する一考察, 名古屋柳城短期大学研究紀要第39号, pp.257-271.
  - ・ジェームズ・J・ヘックマン／古草秀子訳 (2015), 幼児教育の経済学, 東洋経済新報社.
  - ・八幡真由美 (2018), 幼稚園教育要領の変遷について：教育課程に関する一考察, 新島学園短期大学子ども学研究論集第4号, pp.83-98.

#### 参考文献

- ・伊藤孝子 (2021), 領域「環境」の変遷に関する一考察, 滋賀文教短期大学紀要第23号, pp.11-24.
- ・小山祥子 (2018), 2017年告示『幼稚園教育要領』・